



人権イメージキャラクター
人KENまもる君(左)
人KENあゆみちゃん

人権擁護委員ってこんな人

問 人権政策課 (6階、☎561-2335、☎561-2488)
人権センター (野村三、相談専用電話 ☎563-1660)
大津地方法務局 人権擁護課 (大津市、☎522-4673、☎522-5317)



草津市の
人権シンボルマーク

人権擁護委員は法務大臣から委嘱され、全国の市町村で人権擁護活動を行う人たちです。人権擁護委員制度は、今年で創設70周年を迎え、全国で約1万4千人、市では13人が啓発活動や講演会、研修会の開催のほか、いじめや人権侵害などの相談を受けています。

原則月曜日に、人権センターで特設人権相談を行っています。人権に関する悩みごとがあれば、ご相談ください。

■人権擁護委員の主な活動

- 地域の皆さんからの相談を受け、問題解決のお手伝いをします。
- 法務局や関係機関と協力して、人権侵害による被害者を救済するための活動を行います。
- 一人一人の人権意識を高めるさまざまな啓発活動を行います。



小学校での人権の話



人権ふれあいのつどい

相談は無料です。
秘密は厳守します。
電話相談もできます。

今年度の市人権擁護委員
※敬称略、6月1日時点

氏名	担当地域
鈴木登	志津
廣嶋恵子	志津南
木村登代美	草津
野村喜代子	大路
中川きよ美	渋川
山本俊雄	矢倉
山根尚子	老上・老上西
矢尾壽朗	玉川
清水昭博	南笠東
木村清	山田
山元孝子	笠縫
片山恵泉	笠縫東
上寺和親	常盤



ハイ! 消費生活相談員です 260



問 消費生活センター
(1階、☎561-2353
相談時間 9:00~16:30)

架空請求ハガキに注意!!

昨年から、全国の消費生活センターに「消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」「総合消費料金未納分訴訟最終通知書」などの、架空請求のハガキに関する相談が増えています。

【事例】

「貴方の利用されていた契約会社もしくは運営会社から契約不履行による民事訴訟として訴状が提出されました。連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、給与や動産、不動産の差し押さえを強制的に執行いたします」とのハガキが届いた。

【注意喚起】

事例のハガキは、何らかの名簿をもとに不特定多

数の人に送りつけている“架空請求”の一種です。「法務省管轄支局」「東京都千代田区霞が関」などの表記や、問合せ先が「03」から始まる番号などの特徴があります。

架空請求ハガキの例 ▶



被害に遭わないために
「連絡しない」「無視する」

- 連絡すると、裁判を取り下げるための和解金などの名目で、多額のお金を請求されます。
- 着信履歴などで電話番号を知られる可能性があります。

差別のない明るいまちに

問 人権センター
(野村三、☎563-1765、☎563-7070)

災害時の人権

滋賀県は災害が少ない?

滋賀県は、全国でも災害が少ない県といわれていますが、台風による特別警報や激甚災害(著しい災害のうち、助成や財政援助を特に必要とするもの)に認定されるような災害が起きています。

統計が残っている1923年以降、滋賀県では震度5以上の地震が起きたのは3回と、他の都道府県に比べれば少ない地域ですが、今後30年以内に起きる確率が70〜80%といわれる南海トラフ地震で、滋賀県にも大きな災害が起る可能性があります。2年前に起きた熊本地震では、今もなお3万人以上の被災者が仮設住宅での避難生活を送っています。大規模な災害は多くの命を危険にさらし、人々の日常生活を奪うものです。また、ひとたび災害が起きると、元通りの生活に戻るには長い年月がかかります。

「配慮者」の場合、避難時や避難生活での困難はより大きなものになります。草津市にも災害時要援護者避難支援プランが策定されていますが、その人に応じた配慮ができるのは、やはりその人と生活をともにしてきた地域の人たちではないでしょうか。

日頃から意識して
災害時には、多くの人が傷つき、皆さんのストレスを感じるため、周りを顧みる余裕がなくなってしまうかもしれません。また、一部の人がだけが我慢している状況が生まれるかもしれません。

そのような中でも、お互いを少しでも思いやり、共感し合い、優しさを持って災害を乗り越えていくために、日頃から周りの人に対する思いやりの心を大切にしていきたいものです。

普段から、どのような配慮が必要か考え、その人の生活に心を寄せるなど、人権意識を高めることも、「災害への備え」の一つといえるのではないのでしょうか。

6月の相談日

秘密は厳守します。安心して相談してください。相談日以外にも、開所日に職員が相談に応じます。

人権センター(野村三、☎563-1660、☎563-7070)

- 人権相談
【人権擁護委員】☎ 1日(金)、4日、11日、18日、25日の月曜日 9:00~12:00、13:00~16:00
【弁護士】☎ 26日(火) 13:30~16:30[予約制]

市民相談室(1階、☎561-2329、☎561-2334※平日9:00~16:30)

- 法律(弁護士)市民相談
☎ 21日(木) 13:30~16:30[予約制、受付4日(月)~15日(金)、直接窓口9:00~16:30]
定 6人[先着順]
- 税務相談(相続税・譲渡所得税)
☎ 8日(金) 13:00~16:00[予約制、受付4日(月)~前日]
定 6人[先着順]
- 行政相談(国の事務に関する困りごと相談)
【行政相談委員】☎ 7日(木)、18日(月) 9:30~12:00
- 行政書士相談(相続・遺言・成年後見)
☎ 26日(火) 13:30~16:00[予約制、受付4日(月)~前日]
定 5人[先着順]

あなたの相談室(☎566-5454※平日9:15~18:00)

- 弁護士相談(くらしに関する法律相談)
☎ 5日(火)、19日(火) 15:00~19:00[予約制]
所 市民交流プラザ(野路一、フェリ工南草津5階)※変更の場合あり

県司法書士会(☎527-5545※平日9:00~17:00)

- 司法書士相談(登記・相続・遺言・借金整理・自己破産・成年後見・離婚・境界)
☎ 6日、13日、20日、27日の水曜日 13:30~16:30[予約制]、2日(土)、16日(土) 9:30~12:30[予約制]
所 ふれあい&ギャラリーショップ(大路一)

少年センター(大路二、☎562-0594、☎567-0557)

- 少年相談
☎ 平日 9:30~16:00[予約制]

男女共同参画課(7階、☎565-1550、☎561-2489)

- 女性の総合相談(DV、家庭生活、仕事など)
☎ 平日 9:00~16:00

日本年金機構 草津年金事務所(西渋川一、☎567-1311、☎562-9638)

- 年金相談
☎ 平日 8:30~17:15(月曜日は19:00まで)
9日(土) 9:30~16:00[予約制、☎567-1383]